

平成二十四年国土交通省令第八十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成（第二条）

第二節 集約都市開発事業等（第三条―第十五条）

第三節 共通乗車船券等

第一款 共通乗車船券（第十六条）

第二款 鉄道利便増進事業（第十七条―第十九条）

第三款 軌道利便増進事業（第二十条―第二十八条）

第四款 道路運送利便増進事業（第二十九条―第三十三条）

第五款 貨物運送共同化事業（第三十四条―第三十六条）

第六款 樹木等管理協定（第三十七条―第三十九条）

第三章 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例（第四十条）

第四章 雑則（第四十七条・第四十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」といふ。）において使用する用語の例による。

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成

（港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等）

第二条 法第七条第三項第五号ハの国土交通省令で定める非化石エネルギー利用施設等は、次に掲げるものとする。

一 太陽光を電気に変換する設備

二 風力を電気に変換する設備

三 蓄電池設備

四 船舶のための給電施設

五 化石燃料を効率的に利用する荷役機械

六 前各号に掲げるもののほか、港湾における化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設

第二節 集約都市開発事業等

（集約都市開発事業計画の認定の申請）

第三条 法第九条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認めた図書）を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

一 方位、道路及び目標となる地物並びに集約都市開発事業を施行する区域（以下この条において「事業区域」という。）を表示した付近見取図

二 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、特定建築物の位置及び特定公共施設の配置を表示した特定建築物の配置図

三 特定建築物の整備に関する第四十一条第一項の申請書及びその添付図書に相当する書類及び図書

四 法第十条第一項第三号に規定する措置の内容を記載した書類

五 集約都市開発事業の工程表

六 申請者が事業区域内の土地について所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者であることを証する書類その他の申請者が事業区域内において集約都市開発事業を実施することが可能であることを証する書類

七 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

八 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

九 前各号に掲げるもののほか、法第十条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために市町村長が必要と認める図書

（集約都市開発事業計画の記載事項）

第四条 法第九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、集約都市開発事業の名称及び目的とする。

（集約都市開発事業計画の認定の通知）

第五条 市町村長は、法第十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第六項の場合においては、同条第五項において準用する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二による通知書に第三条の申請書の副本（法第十条第六項の場合においては、第三条の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（集約都市開発事業計画の軽微な変更）

第六条 法第十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 集約都市開発事業の施行予定期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、集約都市開発事業の施行に支障がないと市町村長が認める変更（集約都市開発事業計画の変更の認定の申請）

第七条 法第十一条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書の正本及び副本に、それぞれ第三条各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認めた図書）を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

この場合において、同条第四号中「法第十条第一項第三号」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第十条第一項第三号」と、同条第九号中「法第十条第一項各号」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第十条第一項各号」とする。

（集約都市開発事業計画の変更の認定の通知）

第八条 第五条の規定は、法第十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第五条第一項中「同条第六項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第十条第六項」と、「同条第五項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第十条第五項」と、同条第二項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第四」と、「法第十条第六項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第十条第六項」と読み替えるものとする。

(磁気ディスクによる手続)

第八条の二 別記様式第一又は別記様式第三による申請書並びにその添付図書のうち市町村長が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、市町村長が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。第四十六条の三において同じ。)であつて、市町村長が定めるものによることができる。

(法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間)

第九条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、賃貸特定建築物(その全部又は一部を賃貸の用に供する特定建築物をいう。次条及び第十一条において同じ。)の整備が完了した日から起算して十年とする。

(特定建築物の賃貸料)

第十条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 賃貸特定建築物(その一部を賃貸の用に供する場合には、当該賃貸の用に供する部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の整備に要した費用(当該費用のうち、法第七十条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。)を当該賃貸特定建築物の近傍同種の建築物の償却年数を考慮して定めた相当の年数、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額
- 二 賃貸特定建築物の近傍同種の建築物の修繕費及び管理事務費を考慮して定めた相当の費用の月割額
- 三 賃貸特定建築物の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額
- 四 賃貸特定建築物の整備のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額(当該賃貸特定建築物について、地代を必要とする場合においては、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額)
- 五 賃貸特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額
- 六 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

2 認定集約都市開発事業者は、特定建築物の一部を賃貸の用に供する場合には、当該特定建築物に賃借人の全員又はその一部の共用に供されるべき部分(以下この項において「共用部分」という。)があるときは、前項の規定により算出した額に、当該共用部分について同項の規定を適用して算出した額を共用する賃借人に係る賃貸の用に供する各部分の床面積の割合による按分その他の合理的な方法により按分して得た額を加えることができる。

3 認定集約都市開発事業者は、前二項の規定にかかわらず、自己の整備した賃貸特定建築物で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、その部分相互間における賃貸料の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を前二項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を賃貸料の額とすることができる。ただし、この場合において、賃貸料の額の合計額は、前二項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

第十一条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準は、賃貸特定建築物の推定再建築費が、当該賃貸特定建築物の整備費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

2 賃貸特定建築物が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「費用(当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。)」とあるのは、「費用(当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。)」に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

(特定建築物の譲渡価額)

第十二条 法第十八条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 特定建築物(その一部を譲渡する場合においては、当該譲渡する部分を除く。以下この条において同じ。)の整備に要した費用(当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。)
- 二 特定建築物を整備するために借り入れた資金の利息(借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。)
- 三 特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額
- 四 譲渡に要する事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額

2 認定集約都市開発事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の整備した特定建築物で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、その部分相互間における譲渡価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を譲渡価額とすることができる。ただし、この場合において、譲渡価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3 認定集約都市開発事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、市町村長の承認を得て、特定建築物の譲渡価額を別に定めることができる。

(換地計画の認可申請手続)

第十三条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十九条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(各筆換地明細)

第十四条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)別記様式第六(一)の「記事」欄には、同様式備考6によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、同項の規定により保留地として定める場合に、その旨を記載するものとする。

(各筆各権利別清算金明細)

第十五条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則別記様式第七(一)の「記事」欄には、同様式備考8によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、同項の規定により保留地を定める場合に、その旨を記載するものとする。

第三節 共通乗車船券等

第一款 共通乗車船券

(共通乗車船券の届出)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

第二款 鉄道利便増進事業

(鉄道利便増進実施計画の記載事項)

第十七条 法第二十二條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、鉄道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)

第十八条 法第二十三条第一項の規定により鉄道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第二十二條第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(鉄道利便増進実施計画の変更の申請)

第十九条 法第二十三条第六項の規定により認定鉄道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該認定鉄道利便増進実施計画に係る鉄道利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第三款 軌道利便増進事業

(軌道利便増進実施計画の記載事項)

第二十条 法第二十五条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 低炭素まちづくり計画に軌道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、軌道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(軌道利便増進実施計画の認定の申請)

第二十一条 法第二十六条第一項の規定により軌道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第二十五条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(軌道利便増進実施計画の変更の申請)

第二十二条 法第二十六条第七項の規定により認定軌道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該軌道利便増進実施計画に係る軌道利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。(申請書の送付手続)

第二十三条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の資産及び信用の程度
- 二 事業の成否及び効果
- 三 道路管理者の意見

四 他の鉄道、軌道、索道又は道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による自動車道事業若しくは自動車運送事業(未開業のものを含む。)に及ぼす影響

五 付近における鉄道、軌道、索道又は道路運送法による自動車道事業若しくは自動車運送事業の出願があるときは、その種類、区間、申請書及び申請書の受付年月日

六 認定の許否に関する意見

(道路管理者への通知)

第二十四条 国土交通大臣(法第六十一条の規定により権限が地方運輸局長に委任された場合)にあっては、当該委任を受けた者。以下第二十八条までにおいて同じ。)は、軌道利便増進事業につき第二十一条第一項又は第二十二條第一項の申請書(第二十一条第二項又は第二十二條第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものに限る。)を受け付けたときは、遅滞なく、当該申請書に係る事案に係る道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)の道路管理者に対し、当該申請書の写しを添え、当該事案に関する道路管理上の意見を提出すべき旨の通知をするものとする。

2 前項の通知には、道路管理上の意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、道路管理者の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(道路管理者の意見提出)

第二十五条 道路管理者は、前条第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、道路管理上の意見を提出するものとする。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見を提出を受けないときは、軌道利便増進事業の実施に支障がない旨の道路管理者の意見の提出を受けたものとみなす。

(道路管理者の意見提出の特例)

第二十六条 第二十四条第一項の申請書を提出する者が地方公共団体であつて、当該地方公共団体又はその長が当該申請書に係る事案に係る道路の道路管理者である場合においては、当該地方公共団体又はその長である道路管理者は、国土交通大臣に対し、当該申請書に添付して、当該申請書に係る事案に関する道路管理上の意見を提出することができる。

2 前項の規定により意見を提出した道路管理者については、前二条の規定は、適用しない。

(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第二十七条 法第二十六条第五項ただし書の国土交通省令で定める場合は、線路及び停留場の使用の廃止に伴つて他の軌道経営者(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者をいう。)が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合とす

る。

(処分後の道路管理者への通知)

第二十八条 国土交通大臣は、第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十六条第一項の規定により道路管理者の意見の提出を受けた事案又は道路管理者の意見の提出を受けたものとみなされた事案について処分したときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知するものとする。

第四款 道路運送利便増進事業

(道路運送利便増進実施計画の記載事項)

第二十九條 法第二十八條第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、低炭素まちづくり計画に道路運送利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(道路運送利便増進実施計画の認定の申請)

第三十條 法第二十九條第一項の規定により道路運送利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第二十八條第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十四條第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(道路運送利便増進実施計画の変更の認定の申請)

第三十一條 法第二十九條第六項の規定により認定道路運送利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該道路運送利便増進実施計画に係る道路運送利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十二條 法第二十九條第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年運輸省・建設省令第一号)第一条(第三項を除く。)、第二条(第三項を除く。)、第三条、第六条及び第七條の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)以下「規則」という。〕第四条に基づく許可申請書又は第十四條に基づく認可申請書(路線の新設に係る事業計画の変更又は「規則」という。〕第三十條第一項又は第三十一條第一項に基づく申請書(規則第三十條第二項又は第三十一條第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が事業の許可又は路線の新設に係る事業計画の変更若しくは「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「当該申請書」と、同令第三条第一項中「第一条第一項又は第三項」とあるのは「第一条第一項」と、「許可申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」という。))とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、「地方運輸局長(第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあっては、運輸監理部長又は運輸支局長」とあるのは「地方運輸局長」と、同令第六條中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第三十三條 法第二十九條第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五條の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)以下「法

という。〕第九十一條」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)以下「法」という。〕第二十九條第四項」とあるのは「法第三十條の規定により道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四條第一項、第十五條第一項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。〕又は第四十三條第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同令第二号中「法第四條第一項又は第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十條の規定により道路運送法第四條第一項、第十五條第一項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。〕又は第四十三條第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分を受けたものとみなされること」と、同令第三号中「法第十五條第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十條の規定により道路運送法第十五條第一項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。〕の規定による処分を受けたものとみなされること」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第四節 貨物運送共同化事業

(貨物運送共同化実施計画の記載事項)

第三十四條 法第三十二條第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、低炭素まちづくり計画に貨物運送共同化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(貨物運送共同化実施計画の認定の申請)

第三十五條 法第三十三條第一項の規定により貨物運送共同化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第三十二條第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請)

第三十六條 法第三十三條第六項の規定により貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該貨物運送共同化実施計画に係る貨物運送共同化事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

第五節 樹木等管理協定

(樹木等管理協定の基準)

第三十七條 法第三十八條第三項第三号(法第四十二條において準用する場合を含む。〕の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 協定樹木等の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した樹木又は危険な樹木の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、協定樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。

(イ)	設計内容説明書	図書の種類	明示すべき事項	<p>三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定樹木等の適正な保全に資するものでなければならぬ。</p> <p>四 樹木等管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならぬ。</p> <p>五 樹木等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。</p> <p>(樹木等管理協定の公告)</p> <p>第三十八条 法第三十九条第一項(法第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村又は都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。</p> <p>一 樹木等管理協定の名称</p> <p>二 協定樹木又は協定区域</p> <p>三 樹木等管理協定の有効期間</p> <p>四 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設</p> <p>五 樹木等管理協定が緑地管理機構により締結されるものであるときは、その旨</p> <p>六 樹木等管理協定の縦覧場所</p> <p>(樹木等管理協定の締結等の公告)</p> <p>第三十九条 前条の規定は、法第四十一条(法第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。</p> <p>第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例 (港湾隣接地域内の工事等の許可に関する技術的基準)</p> <p>第四十条 法第四十九条の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七条第四項第三号の規定に基づき港湾管理者が同意した低炭素まちづくり計画に基づき行われるものであること。</p> <p>二 適切な工事の実施の計画に基づき行われるものであること。</p> <p>第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置</p> <p>第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。</p>
				付近見取図

(ロ)	機器表	仕様書(仕上げ表を含む。)	各階平面図	床面積求積図	用途別床面積表	立面図	断面図又は矩計図	各部詳細図	各種計算書	<p>建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置(以下この表において「低炭素化措置」という。)</p> <p>部材の種類及び寸法</p> <p>低炭素化設備の種類</p> <p>低炭素化措置の内容</p> <p>縮尺及び方位</p> <p>間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ</p> <p>壁の位置及び種類</p> <p>開口部の位置及び構造</p> <p>低炭素化設備の位置</p> <p>低炭素化措置</p> <p>床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式</p> <p>用途別の床面積</p> <p>縮尺</p> <p>外壁及び開口部の位置</p> <p>低炭素化設備の位置</p> <p>低炭素化措置</p> <p>縮尺</p> <p>建築物の高さ</p> <p>外壁及び屋根の構造</p> <p>軒の高さ並びに軒及びひさしの出</p> <p>小屋裏の構造</p> <p>各階の天井の高さ及び構造</p> <p>床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造</p> <p>縮尺</p> <p>外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法</p> <p>建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容</p> <p>低炭素化措置の法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項</p>
										<p>空気調和設備</p> <p>熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数</p> <p>空気調和設備以外の機械換気設備</p> <p>給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数</p> <p>照明設備の種類、仕様及び数</p> <p>給湯設備の種類、仕様及び数</p> <p>給湯器具の種類及び数</p>

(は)	仕様書		系統図		各階平面図		制御図		機器表	
	建築設備	昇降機	空気調和設備	空気調和設備以外の機械換気設備	給湯設備	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備	空気調和設備以外の機械換気設備	給湯設備	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	昇降機	空気調和設備	空気調和設備以外の機械換気設備	給湯設備	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備	空気調和設備以外の機械換気設備	給湯設備	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種類、仕様及び数	昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	空気調和設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	給湯設備の位置及び連結先	空気調和設備の位置及び連結先	空気調和設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	給湯設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
			縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺
			空気調和設備の有効範囲	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	給湯設備の位置	配管に講じた保温のための措置	節湯器具の位置	昇降機	位置	位置
			縮尺	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	照明設備の位置	給湯設備の位置	位置	位置	位置	位置
			空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	給湯設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
			照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
			給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合においては、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

(低炭素建築物新築等計画の記載事項)

第四十二条 法第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

第四十三条 所管行政庁は、法第五十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第六による通知書に第四十一条第一項の申請書の副本(法第五十四条第五項の場合においては、第四十一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(低炭素建築物新築等計画の軽微な変更)

第四十四条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請)

第四十五条 法第五十五条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第五十四条第一項」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号」とする。

(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知)

第四十六条 第四十三条の規定は、法第五十五条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「同条第五項」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第四項」と、同条第二項中「別記様式第六」とあるのは、「別記様式第八」と、「法第五十四条第五項」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする

する者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

(磁気ディスクによる手続)

第四十六条の三 別記様式第五又は別記様式第七による申請書並びにその添付図書のうち所管行政庁が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

第四章 雑則

(権限の委任)

第四十七条 法第三章第三節第一款から第四款まで及び第三十三条に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。)に委任する。

一 法第二十三条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による認定及び同条第八項の規定による認定の取消しに係るもの(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三條第一項の規定による許可、同法第七條第一項の規定による認可(鉄道事業法施行規則第七十一條第一項第一号に掲げるものを除く。若しくは同法第十六條第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による届出(同令第七十一條第一項第七号に掲げるものを除く。)に係る鉄道利便増進実施計画に係るものに限る。)

二 法第二十六条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による認定及び同条第九項の規定による認定の取消しに係るもの(軌道法第三條の規定による特許又は同法第十四條第一項の規定による認可に係る軌道利便増進実施計画に係るものに限る。)

2 法第三十一條及び第三十七條に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長(同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。)も行うことができる。

(書類の提出)

第四十八条 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事実の関する土地を管轄する地方運輸局長(当該事実が二以上の地方運輸局長の管轄区域(当該事実が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあつては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。)にわたるときは、当該事実の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。)に提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて道路運送利便増進事業に係るものは、当該事実の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事実が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事実の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長)を経由して提出しなければならない。

4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて貨物運送共同化事業に係るものは、当該事実の関する土地を管轄する運輸支局長(当該事実が二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事実の主として関する土地を管轄する運輸支局長)を経由して提出することができる。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行する。

附則 (平成二五年九月三〇日国土交通省令第八五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。(経過措置)

2 低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則 (平成二八年一月三〇日国土交通省令第八〇号) 抄

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三三号) 抄

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附則 (令和四年九月一六日国土交通省令第六八号)

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十條第一項及び第五十四條第一項の認定を受けている集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第七十一條第一項及び第五十五條第一項の規定による変更の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にされている法第九條第一項及び第五十三條第一項の規定による認定の申請(法第十一條第一項及び第五十五條第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。)に係る申請書の様式については、新規則別記様式第一、別記様式第三、別記様式第五及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第九條第一項及び第五十三條第一項の規定による認定の申請に基づき法第十條第一項及び第五十四條第一項の認定を受ける集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新築等計画の法第十一條第一項及び第五十五條第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三及び別記様式第七にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (令和四年二月七日国土交通省令第七九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の際現にされている都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三條第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、この省令による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (令和五年九月二二日国土交通省令第七三三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。

附則（令和五年九月二五日国土交通省令第七五号）
 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年三月八日国土交通省令第一八号） 抄

（施行期日）
 第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和六年六月二八日国土交通省令第六八号） 抄

（施行期日）
 第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（附則第五条第三項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条及び第九条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

規定	事項	書類
第四十二条 鉄道事業法第三条第一項の許可に係る部分	鉄道事業法第四条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類及び図面
同条 鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第七条第二項に規定する書類及び図面
同条 鉄道事業法第七条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八条第二項各号に掲げる事項	
同条 鉄道事業法第十六条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十二条第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十二条第三項に規定する書類
同条 鉄道事業法第十六条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項	

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類
第七十二条 軌道法第三条の特許に係る部分		軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書

規定	事項	書類
別表第三（第三十条及び第三十一条関係） 軌道法第十一条第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第十九条第二項に規定する書類
軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類
軌道法第十一条第二項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第一項に規定する事項	
軌道法第十一条第二項の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第三項に規定する事項	

規定	事項	書類
第十三条 道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法第五条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類
同条 道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
同条 道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
同条 道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
同条 道路運送法第四十三条第一項の許可に係る部分	道路運送法第四十三条第二項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十八条各号に掲げる書類
同条 道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第一項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
同条 道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第一項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
同条 道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第一項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類

規定	事項	書類
別表第四（第三十五条及び第三十六条関係） 道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第一項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類

法第三十條第一項	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三條第一項の登録に係る部分	貨物利用運送事業法第四條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四條第二項各号に掲げる書類
法第三十條第一項	貨物利用運送事業法第七條第一項の変更登録に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第九條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第九條第二項に規定する書類
法第三十條第一項	貨物利用運送事業法第七條第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十條第二項に規定する書類
法第三十條第二項	貨物利用運送事業法第十條の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第三項に規定する書類
法第三十條	貨物利用運送事業法第二十條の許可に係る部分	貨物利用運送事業法第二十一條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十九條第一項各号に掲げる書類
法第三十條	貨物利用運送事業法第二十五條第一項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十條第二項に規定する書類
法第三十條	貨物利用運送事業法第二十五條第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十一條第二項各号又は第二十二條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十一條第三項又は第二十二條第三項に規定する書類
法第三十條	貨物利用運送事業法第四十五條第一項の許可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第三十九條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十九條第二項各号に掲げる書類
法第三十條	貨物利用運送事業法第四十六條第二項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十條第二項に規定する書類
法第三十條	貨物利用運送事業法第四十六條第四項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十一條第二項各号又は第四十二條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十一條第三項又は第四十二條第三項に規定する書類
法第三十條	貨物利用運送事業法第三十四條第一項において準用する同法第十一條の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第三項に規定する書類

法第三十條	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三條の許可に係る部分	貨物自動車運送事業法第四條第一項各号及び第二項第二号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第三條各号（第四号を除く。）に掲げる書類
法第三十條	貨物自動車運送事業法第九條第一項の認可に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第五條第一項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第五條第二項に規定する書類
法第三十條	貨物自動車運送事業法第九條第三項の届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第二項各号又は第七條第二項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第三項又は第七條第三項に規定する書類

様式第一(第三条関係)

集約都市開発事業計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により、集約都市開発事業計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(注意)

1. 不要の部分は消してください。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

集約都市開発事業計画

1. 集約都市開発事業の名称
2. 集約都市開発事業の目的
3. 集約都市開発事業を施行する区域
 - (1) 位置
 - (2) 面積 m^2
4. 申請の対象とする範囲
 - 特定建築物全体
 - 複合建築物の非住宅部分
 - 複合建築物の住宅部分
5. 集約都市開発事業の内容
 - (1) 特定建築物に関する事項
 - ① 特定建築物の建築面積等

特定建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		m^2	m^2	m^2		
		m^2	m^2	m^2		
合計		m^2	m^2	m^2		

(注意)

1. 「特定建築物番号」の欄には、添付する配置図において特定建築物ごとに付した番号を記入してください。

2. 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

② 特定建築物の整備に関する事項の詳細

別添のとおり

(2) 特定公共施設の種類及び規模

[特定公共施設番号]
[特定公共施設の種類]
[特定公共施設の規模]

(注意)

1. 【特定公共施設番号】の欄には、添付する配置図において特定公共施設ごとに付した番号を記入してください。
2. 整備する全ての特定公共施設について特定公共施設ごとに作成してください。
3. 【特定公共施設の規模】の欄には、特定公共施設の規模を特定公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

6. 集約都市開発事業の施行予定期間

[事業の着手の予定年月日]	年 月 日
[事業の完了の予定年月日]	年 月 日

7. 集約都市開発事業の資金計画

		金額(百万円)		
支 出	用 地 費			
	除 却 費			
	整 地 費			
	建 築 費			
事 務 費	借 入 金 利 息			
	○			
	○			
計				
取 入	自 己 資 金			
	借 入 金			
	(借入先)			()
	○			
計				

8. 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

--

(注意)

以下の点に留意して記載してください。

- ①当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであることがわかること。
 - ②当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において講じられる緑化その他の都市の低炭素化のための措置の内容がわかること。
- なお、上記内容がわかる図書又は書類の添付をもって記載に代えることができます。

様式第二(第五条関係)

集約都市開発事業計画認定通知書

認定番号第 号

認定年月日 年 月 日

(**)確認番号第 号

確認年月日 年 月 日

建築主事又は
建築副主事の職氏名

殿

市町村長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画について、同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る集約都市開発事業の名称

(※)は法第10条第5項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三(第七条関係)

集約都市開発事業計画変更認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により、集約都市開発事業計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 集約都市開発事業計画の認定番号

第 号

2. 集約都市開発事業計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る集約都市開発事業の名称

4. 申請の対象とする範囲

- 特定建築物全体
 複合建築物の非住宅部分
 複合建築物の住宅部分

5. 変更の概要

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第四(第八条関係)

集約都市開発事業計画変更認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

(**)確認番号 第 号

確認年月日 年 月 日

建築主事又は
建築副主事の職氏名

殿

市町村長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画の変更について、同条第2項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

- 申請年月日
- 申請者の住所
- 当該変更認定を受ける前の集約都市開発事業計画の認定番号
- 認定に係る集約都市開発事業の名称

(※)は法第11条第2項において準用する法第10条第5項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
複合建築物の非住宅部分
複合建築物の住宅部分

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「基準省令」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。この様式において「建築物の低炭素化誘導基準」という。)において使用する用語の例によります。
- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物
 - ④複合建築物 基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物
 - ⑤施行日以後認定申請建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「令和4年改正基準省令」という。)附則第2項に規定する施行日以後認定申請建築物
- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等

若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「レ」マークを入れてください。

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】			
【イ. 氏名のフリガナ】			
【ロ. 氏名】			
【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 住所】			
【ホ. 電話番号】			
【2. 代理者】			
【イ. 資格】	()	建築士	()
			登録第
			号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
			知事登録第
			号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【3. 設計者】			
(代表となる設計者)			
【イ. 資格】	()	建築士	()
			登録第
			号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
			知事登録第
			号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
(その他の設計者)			
【イ. 資格】	()	建築士	()
			登録第
			号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
			知事登録第
			号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【イ. 資格】	()	建築士	()
			登録第
			号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
			知事登録第
			号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			

【イ. 資格】	()	建築士	()
			登録第
			号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
			知事登録第
			号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【4. 確認の申請】			
<input type="checkbox"/> 申請済()			
<input type="checkbox"/> 未申請()			
【5. 備考】			

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合のみ、記載してください。
- 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所には属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

(第三面)
低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしよとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】 <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域	
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 建築面積】	m ²
【5. 延べ面積】	m ²
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による	
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体(m ²) (m ²) 増築部分(m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体(m ²) (m ²) 改築部分(m ²) (m ²)
【14. 住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) (開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体(m ²) (m ²) (m ²) 増築部分(m ²) (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体(m ²) (m ²) (m ²) 改築部分(m ²) (m ²) (m ²)
【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	
【イ. 非住宅建築物】	

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年)
(基準値)
BPI()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(m²・年)
(基準値)
BPI()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導BEI()
(誘導BEIの基準値)

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準
誘導BEI()
(誘導BEIの基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導BEI()
(誘導BEIの基準値)

【ロ. 一戸建ての住宅】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第2号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率 W/(m²・K)
(基準値)
冷房期の平均日射熱取得率 ()

基準省令第10条第2号イ(2)の基準
国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導BEI()

基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ、共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
 □基準省令第10条第2号イ(2)の基準
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 誘導BEI()

- 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ニ、複合建築物】

□基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
 年間熱負荷係数 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$)
 (基準値 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$))
 BPI()

- 基準省令第10条第1号イ(2)の基準
 年間熱負荷係数 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$)
 (基準値 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$))
 BPI()

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

□令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 誘導BEI()

- (誘導BEIの基準値)
 □基準省令第10条第1号ロ(2)の基準
 誘導BEI()

- (誘導BEIの基準値)
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

□令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 誘導BEI()
 (誘導BEIの基準値)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
 □基準省令第10条第2号イ(2)の基準
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 誘導BEI()

- 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

□令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

□基準省令第10条第3号ロの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第10条第1号イ(1)の基準
 年間熱負荷係数 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$)
 (基準値 MJ/($\text{m}^2 \cdot \text{年}$))
 BPI()

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI()

- (BEIの基準値)
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
 □基準省令第10条第2号イ(2)の基準
 □国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
 基準一次エネルギー消費量 GJ/年
 設計一次エネルギー消費量 GJ/年
 BEI()

□国土交通大臣が認める方法及びその結果 () (複合建築物) (一次エネルギー消費量に関する事項) 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI() (誘導BEIの基準値)	
【16. 再生可能エネルギー利用設備】 【イ. 非住宅建築物】 再生可能エネルギー利用設備の種類() 【ロ. 一戸建ての住宅】 再生可能エネルギー利用設備の種類() 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量 GJ/年 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 GJ/年 【ハ. 共同住宅等】 再生可能エネルギー利用設備の種類() 【ニ. 複合建築物】 再生可能エネルギー利用設備の種類()	
【17. 確認の特例】 法第54条第2項の規定による申出の有無 □有 □無	
【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】	
【19. 備考】	

(注意)

- 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存在する区域が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
- 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- 【13. 非住宅部分の床面積】及び【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、それぞれ、非住宅部分の床面積及び住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた

部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいいます。

- 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分の床面積のうち「開放部分を除いた部分の床面積」から共用部分の床面積を除いた部分の面積をいいます。
- 【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れて上で記載してください。
 - 「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表第11に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分(基準省令第4条第3項第1号の共用部分をいう。)の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載してください。
- この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
 - BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。「BPI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - BEI 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下このiii)及びiv)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(iv)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SH} + E_{SH} + E_{SH}) \times B + E_{SH}\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SH} + E_{SH} + E_{SH}) \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - BEIの基準値 基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

- v) 誘導BEI 誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- vi) 誘導BEIの基準値 誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計で除したものをいいます。「誘導BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。
- i) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第10条第1号ロ(1)の基準」又は「基準省令第10条第1号ロ(2)の基準」に、令和4年改正基準省令附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。
- ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「レ」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。
9. 【16. 再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。
10. 【17. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「レ」マークを入れてください。
11. 【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
12. この面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

【1. 付近見取図】
【2. 配置図】

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第五面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	㎡
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準)	<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () <input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI() <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () <input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 ()

(注意)

- この面は、共同住宅等又は複合建築物(複合建築物の非住宅部分の認定を除く。)に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
 - 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - 「誘導BEI」は、誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く)

- く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「レ」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年 月 日
[工事の完了の予定年月日]	年 月 日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

- (イ) 外気に接する部分
- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
- 【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 両面断熱
充填断熱 外張断熱 内張断熱
- 【断熱性能】 熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

- (イ) 外気に接する部分
- 【該当箇所の有無】 有 無

- 【断熱性能】断熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) 断熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)
- (ロ) その他の部分
- 【該当箇所の有無】有 無
- 【断熱性能】断熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) 断熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)
- 5) 開口部
- 【断熱性能】断熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$)
- 【日射遮蔽性能】
- 開口部の日射熱取得率(日射熱取得率)
- ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率)
- 付属部材
- ひさし、軒等
- 6) 構造熱橋部
- 【該当箇所の有無】有 無
- 【断熱性能】断熱補強の範囲(mm) 断熱補強の熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)
- (2) 一次エネルギー消費量に関する措置
- 【暖房】暖房設備()
- 効率()
- 【冷房】冷房設備()
- 効率()
- 【換気】換気設備()
- 効率()
- 【照明】照明設備()
- 【給湯】給湯設備()
- 効率()

2. 備考

(注意)

- 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱貫流率」又は「断熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。
- 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

- 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。)のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
- 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限り。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。)、有効換気量率又は温度交換効率を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第六（第四十三条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 第 号
 認定年月日 年 月 日
 (※)確認番号 第 号
 確認年月日 年 月 日
 建築主事又は
 建築副主事の職氏名

殿 所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置
 (※)は法第54条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第七（第四十五条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
 主たる事務所の所在地
 申請者の氏名又は名称
 代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 申請の対象とする範囲
 建築物全体
 複合建築物の非住宅部分
 複合建築物の住宅部分
5. 変更の概要
 (本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
3. 4欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「レ」マークを入れてください。
- ※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

様式第八（第四十六条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号
 認定年月日 年 月 日
 (※)確認番号 第 号
 確認年月日 年 月 日
 建築主事又は
 建築副主事の職氏名

殿 所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

(※)は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。